

倉吉市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第7号

倉吉市税条例の一部を改正する条例

倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第37条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td><td rowspan="2">八頭郡八頭町 才代299</td><td>令和5年1 月1日から</td></tr><tr><td>令和9年12 月31日まで</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></tbody></table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	令和5年1 月1日から	令和9年12 月31日まで	略			<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第37条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td><td rowspan="2">八頭郡八頭町 才代299</td><td>平成30年1 月1日から</td></tr><tr><td>令和4年12 月31日まで</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></tbody></table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	平成30年1 月1日から	令和4年12 月31日まで	略		
名称	主たる事務所の所在地	期間																			
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	令和5年1 月1日から																			
		令和9年12 月31日まで																			
略																					
名称	主たる事務所の所在地	期間																			
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	平成30年1 月1日から																			
		令和4年12 月31日まで																			
略																					

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第37条第4項の規定は、令和5年1月1日以後に支出された寄附金について適用し、同日前に支出された寄附金については、なお従前の例による。